

みとよ 農業委員会だより

第12号

平成28年1月1日



がんばってます! 若い担い手

正田 健一郎さん(41歳)・路代さん(38歳)ご夫婦

正田 茂義さん(68歳・三豊市農業委員)・眞知代さん(64歳)ご夫婦 / 山本町

ごあいさつ

三豊市農業委員会会長

堀江 博



新年明けましておめでとうござい
ます。
平成28年の新春を迎え、謹んでご
挨拶を申し上げます。

日頃より、農業委員会の運営及び
事業の推進につきまして、格別のご
理解とご助力を賜り、厚く御礼を申
し上げます。

近年の農業・農村を取り巻く情勢
は、担い手の減少、耕作放棄地の増
加、また、有害鳥獣による被害の拡
大など、多くの、そして深刻な問題
に直面しており、予断を許さない状
況となっております。

そのような情勢を踏まえ、「農林
水産業・地域の活力創造プラン」に
基づき、強い農業を実現し、農業を
成長産業とすべく、所得倍増や担い
手への農地の集約を掲げ、農地利用
の集積を加速させるための「農地中
間管理事業」の制度化、また、農業・
農村が本来持っている多面的機能の
維持を図るため日本型直接支払制度
の創設や経営所得安定対策の見直し
などが行われております。また、組
織改編としては農協改革への取り組
みが進められ、農業委員会につきま
しても、農業委員会法が大きく改正
され、本年4月1日から施行される
こととなっております。

まず、農業委員会に新たに農地利用の
最適化を推進する委員を配置し、そ
の強化を図ること、また、農業委員
の選出方法を公選制から、議会の同
意を要件とする市長の選任制にした
ことなどであり、4月からの新農業
委員会体制の整備に向け、早速、農
業委員、農地利用最適化推進委員の
地区推薦、公募が開始されます。三
豊市の農業・農村活性化に揺るぎな
い道筋をつけるため、新委員の選出
にご理解とご協力をよろしくお願
いいたします。

農業委員会といたしましては、新
たに制定された法制度の下、農業者
の代表として、現場の声、実態が十
分反映された実効ある施策に果敢に
取り組み、地域の農地・農業、ひい
ては我が農村を守るため、一丸と
なつて努力していく所存でございま
す。農業者の皆様には、農地の効率
的利用と適切な管理、そして農業所
得の拡大に取り組んでいただき、三
豊市農業の発展に、引き続きご尽力
いただきますよう、よろしくお願
い申し上げます。

結びに、本年が希望に満ちた明る
い年となりますよう、皆様方の益々
のご健勝、ご多幸を心からご祈念を
申し上げます、新年のご挨拶とさせてい
ただきます。

がんばってます! 若い担い手

正田 健一郎さん(41歳)・路代さん(38歳)ご夫婦
正田 茂義さん(68歳)・三豊市農業委員・眞知代さん(64歳)ご夫婦



正田さんご一家は、昭和37年から親子3代にわたって採種たまねぎの栽培を行っています。種苗会社との契約栽培ですが、天候によって収量が大きく左右されるため、最近の異常気象に大変ご苦労されているそうです。

写真の機械はお父様の茂義さんが、できるだけ作業を効率化できないかと、農機具メーカーと開発した防除機です。防除は年間30回以上も必要で、以前は動噴でホースを伸ばしながら散布する

大変な作業でしたが、とても楽になったそうです。

健一郎さんは大学を卒業後、農業の専門学校にも通い、ご両親の後継者として就農されました。平成24年に経営移譲も受け、経営主として着実に経験を積んでいらっしゃいます。奥様の路代さんは結婚を機に就農されました。「太陽の下で働くからか、農業を始めてから健康になりました。」と路代さん。「育児や家事だけでなく、農作業でも草刈りや力仕事もこなしてくれて、本当に助かっている。」とご両親からの信頼も厚いです。

「自然が相手なのでマニュアルはない。自分で経験して吸収していくしかない。」と日々協力して大変な仕事をされているからこそ、お互いを気遣うとても仲の良いご一家の雰囲気伝わってきました。三豊市の若い担い手として、今後ともますますのご活躍を期待しています。

全国農業新聞の購読を!

この国の農と食を伝えます

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

お申し込みは
農業委員会事務局へ
TEL. 73-3046

農地中間管理機構を活用して 経営の規模拡大と安定化を進めましょう！

香川県では、**公益財団法人香川県農地機構**が農地の貸し借りにおける中間受け皿となる**農地中間管理機構**の指定を受け、その業務を担っています。

機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸しをすることにより、**担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進める**ことになっています。

農地貸借による経営の規模拡大と安定化に向け、農地中間管理機構を活用しましょう。

農地中間管理機構のしくみ

出し手



公的な機構なら安心して貸せるぞ。



地域農業が良くなるよう、「人・農地プラン」の話し合いを通じてみんなで機構に預けよう。

受け手



農地がまとまって借りられた。機構とだけ交渉すればいいから楽だ。



地域外から参入したけど、利用しやすい農地がまとまって借りられた。

将来の地域での役割や実績を踏まえて公平・適正に選ばれます

農地中間管理機構



連携
協力

三豊市・三豊市農業委員会

三豊市が機構から業務の委託を受けています。また、機構の農地集積専門員も駐在していますので、お気軽にご相談ください。

★機構へ農地を貸し付けるには、貸付希望農用地等の登録申し込みが必要です。

貸付希望の農用地等の登録申し込みは三豊市農業委員会の窓口で行っています。機構が借り受けできる農地は、**農業振興地域内の農地**です。また、**荒廃農地**など農地として利用することが著しく困難な農地は**借り受けできません**ので詳細はご相談ください。

★機構を通じて農地を借り受けるには、借受希望者としての応募が必要です。

農地の借受希望者の募集・受付は三豊市農業委員会の窓口で行っています。申込用紙は、窓口にありますので所定の事項を記入の上、ご提出ください。

三豊市農業振興課 (TEL:73-3040) 又は 農業委員会 (TEL:73-3046)
公益財団法人香川県農地機構 香川県高松市松島町 1-17-28
(TEL : 087-831-3211 ホームページ : <http://www.kagawa-nk.jp>)

農業委員会制度が変わります!

ここが変わる

農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

- 農業委員会は農地法等に基づく許認可事務だけでなく、これまで以上に**担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進**に積極的に取り組んでいきます。

ここが変わる

農業委員の選出方法が変わります。

- 公選制から**地域推薦・公募**になります。

農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。

市長は任命に当たって、**あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います**。推薦と応募の結果は公表が義務付けられ、市長はこれを尊重することが求められています。

改正法の公布後は現行制度に基づく選挙の告示は行われません。**また、三豊市の現在の農業委員の任期は、当初平成 27 年 9 月 30 日まででしたが、今回の法改正により、平成 28 年 3 月 31 日まで延長されています。**

- **認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を。**

農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を 1 名以上含めることが求められています。

- **女性や青年の積極的な登用促進を。**

農業者の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

ここが変わる

「農地利用最適化推進委員」が設置されます。

- 農業委員会は、農業委員とともに**地域で活動する推進委員**を委嘱します。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

農地利用最適化推進委員とは

農地利用最適化推進委員は、農業委員と同じく、三豊市の「**非常勤の特別職公務員**」であり、農業委員と力を合わせて「農地等の利用の最適化の推進」のために活動します。

農業委員会活動の一環として、担当地域での遊休農地の発生防止・解消に向けた**農地パトロール**や、農地中間管理機構と連携を図りながら、**農地の拡大意向を持つ農業者と、農地の出し手との結びつけ**、また**農地の売買、貸借の許可申請に当たったの現地確認**にも協力いただきます。**日常的な現場活動は推進委員が中心となり、農業委員と連携して対応します。**



農業委員と農地利用最適化推進委員の 推薦・募集を行います

① 要件

● 農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務（農地の売買や貸借の許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の防止・解消など）を適切に行うことができる者

● 農地利用最適化推進委員

担当区域で、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の防止・解消などに熱意と識見を有する者

② 定数

● 農業委員 24名

● 農地利用最適化推進委員 68名

活動を希望する区域別人数は以下のとおりです。

高瀬町	山本町	三野町	豊中町	詫間町	仁尾町	財田町
20名	9名	9名	11名	6名	4名	9名

③ 募集期間

平成28年1月4日（月）～ 2月1日（月）

④ 推薦・応募の方法

適任と思われる方を本人の同意を得て3名以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、平成28年2月1日（月）までに、三豊市農業委員会まで所定の書類を提出して下さい。

※推薦または応募のための書類等の詳しい内容については、三豊市農業委員会までお問い合わせ下さい。

三豊市農業委員会（☎0875-73-3046）



女性委員活動報告

～ 3年間の活動をふりかえって～

大西 悦子



女性農業委員に選ばれて三年。初めての定例総会に出席した時、緊張していた私達に男性農業委員から励ましの声をかけていただきました。男性農業委員と共に、私達も力を合わせて頑張っていくと決意しました。

議会推薦で三豊市は女性農業委員を四人登用していただいたことに感謝しています。また、前任の女性農業委員にはいろいろと協力していただき本当にありがとうございました。

女性や後継者が意欲を持って農業経営に取り組める様にと勧められ、家族経営協定を締結して十年になります。役割分担や労働時間等を文書化する事によって、私の中で農業に対する思いが変わりました。交流会や研修会にも積極的に参加して、女性農業者や後継者との出会いもたくさんあり、自身の励みとなりました。

私達四人は、前任の女性農業委員と一緒に、「家庭から出る生ごみ処理を実践しています。「孟ツアルト」という、孟宗竹の粉を使用した生ごみ処理床に生ごみを入れ続けても、菌の力で処理床はほとんど増えません。でも、野菜だけでは温度が上がらず、思うようには分解しません。バランスよい食事をすれば、結果として生ごみもよい堆肥になるのではないかと感じています。定期的な意見交換の場を持ちながら、今後も続けていきたいと思っています。

農業委員になって、たくさんの方々に支えていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。これからもご指導いただきながら、前向きに農業と付き合っていきたいと思っています。



田代 敏子



私達四名は、議会推薦で女性農業委員に任命され三年目を迎えました。

男性農業委員さん達と毎月の定例総会、農事相談、夏には農地パトロール等があり、これからの農業問題は、本当に大変だと実感しています。

就任当初、女性農業委員として「女性の目線で何か活動して欲しい。」との意見をいただきました。何が、何をどうすれば良いか戸惑いました。

私の住んでいる詫間町庄内半島には、耕作放棄の農地を管理運営している「美咲クラブ」のみなさんがいます。「何か、お手伝いをさせてほしい」とお願いして、他の女性農業委員の方と一緒に、詫間町四校（現在は三校）の小学生達の、マーガレット、キンセンカの植え付け体験、花の摘み取り体験をお手伝いしました。子ども達の笑顔に大人の私達が元氣になりました。

花摘みイベントで大浜小学校の校長先生と知り合い、食育活動として、校庭にある菜園場でのサツマイモ栽培を協力させていただく事になりました。農業委員補助員さんにもお願いして、畦を作り、子ども達と一緒にサツマイモの茎を土の中に。なかなかうまくいかず、悪戦苦闘です。植え付けが終わった時には、みんな嬉しそうで、野菜を育てる大変さ、収穫の喜び、みんなで協力した事を忘れないでほしいと思っています。

何もわからず見切り発進した私達ですが、農業委員をしている中で農業に関するいろいろな会にも出席し、いつの間にかたくさんの方々の目に見守られていて事に気づきました。これからも人との繋がりを大切にしたいと思います。また、女性農業委員の活動ができた事は、花卉栽培で忙しい中、仕事の都合をつけて快く送り出してくれた家族のおかげと感謝しています。

これからの農業を支えていく女性のみなさん、一歩前に入る勇気を持ってください。

木下カオル



四人の女性農業委員に仲間入りして、三年余りが経ちました。始めは不安でいっぱいでしたが、四人一緒で心強く、研修会や定例総会などに参加して、勉強させていただきました。

また平成二十五年度には「香川県女性農業委員の会」も発足して、県下の女性農業委員二十二名の会員で地域の役割や活動など意見交換しています。

平成二十六年度は「中四国女性農業委員研修会」が高松市で開催され、百名を超える参加者がありました。子どもが作る「弁当の日」で有名な竹下和男氏の記念講演もあり、とても印象に残っています。

また、昨年三月には「女性農業委員活動推進シンポジウム」が東京の浅草公会堂であり、全国から四百三十五名の女性農業委員が集まりました。

福島県で震災を乗り越え、みんなの笑顔のために仮設住宅へ弁当を届けているという女性リーダーの講演の他、全国各地の女性委員の活動報告も、女性ならではの発想の「加工品の開発」「婚活の支援」「菜の花オイルの商品化」などの発表でした。女性農業委員の役割や課題を考えさせられました。

私達四人も前任の女性委員さんと共に、農産物の加工講習会や、若い女性農業者達との懇親会を行っています。農業の後継者問題で悩む中、若い農業者のパワーをもらいました。

後押ししてくれた家族や地域の皆様のおかげをもって、大役を終えようとしています。感謝の気持ちでいっぱいです。

岡崎 保子



前任の女性農業委員の方から勧められて引き受けたものの、果たして農業委員としてやっていけるのだろうかと不安を抱えての出発でした。

委員会に参加しているうちに、地域農業の発展に貢献していく機関であるということが分かってきました。その中であって、あつという間の3年間でした。

女性ならではの視点で私達は、6次産業化に向けて取り組みました。前任の女性委員さんにも協力してもらって、農業をしている方を対象に講習会をしています。

農産物の加工技術と食品を販売するための資格について学んでいます。私達の作っている作物を利用して、これまでに夏野菜の漬物、焼き肉のたれ、白みそ、保存野菜を使ったおこわや、豆乳とブロッコリーのスープ等の加工講習会をしました。また、食品営業許可について西讃保健所から説明を受けました。いずれも大勢の参加者がありました。

また、特別編として、みとよ若嫁ファームの会員の方々など、三豊市内の若い女性農業者のみなさんと農業に対する考えを話し合いました。子育てをしながら若いお母さんたちが農業でがんばっていることを知り、私達にさわやかな刺激を与えてくれました。この活動を通して、農業の大切さ、物づくりの楽しさを改めて感じています。自然の中で仕事ができる農業は本当に素晴らしいものです。農業委員としてそのお手伝いが少しでもできたらと思っています。

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です！

●農地は大切な食糧の供給基盤です。

一度農地以外に転用されると、元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、秩序ある土地利用に努める必要があります。そのため、農地転用をする際には、農地法の許可が必要になります。

【農地転用とは】

農地（田や畑）を住宅や店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用になります。

農地法の許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や、原状回復命令等の命令がなされる場合があります。また、違反転用や、原状回復命令違反には3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科される罰則の適用もあります。

- 農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています。詳しくは、三豊市農業委員会事務局（TEL：73-3046）にお問い合わせください。
- なお、農振法に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。詳しくは農業振興地域制度を担当する三豊市農業振興課（TEL：73-3040）にお問い合わせください。



老後の備えは**農業者年金**で安心！ 女性農業者のみなさんへ あなた自身の年金を！



老後の備えは万全ですか？



現在65歳の日本人の平均余命は、男性が15年（80歳）、女性が21年（86歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

● **農業者年金は一生涯受け取ることができる終身年金ですので、女性農業者の長い老後をしっかりサポートします！**

女性農業者の老後は、国民年金+農業者年金で安心！

ご夫婦の国民年金（月額6万6千円×2人分で13万2千円）だけでは、65歳以上の夫婦の家計費（平均月23万円）より月額約10万円不足してしまう？！

また、農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなられた場合、妻であるあなたの老後の支えは、国民年金だけになってしまいます。

● **農業者年金は国民年金の不足分をしっかりカバーします！**

家族経営協定を結べば、保険料の国庫補助が受けられます。



認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も、月額最高1万円まで保険料の国庫補助が受けられます。

● **将来、家族経営協定を変更し、農業経営から引退すれば、国庫補助分も自分の年金として受け取ることができます！**

農業者年金は他にもこんなメリットがあります！



- ・積立方式の年金なので、**少子高齢時代に強い！**
- ・保険料の額は月額2万円～6万7千円の間で**自由に設定・増減**ができます！
- ・一生涯受け取ることができる終身年金で、かつ万一80歳前に亡くなられた場合は、**80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を、一時金としてご遺族が受け取ることができます。**
- ・支払った保険料は、**全額社会保険料控除の対象**ですので、所得税、住民税が節税できます。



*詳しいことは、**農業者年金基金ホームページ** (<http://www.nounen.go.jp>) をご覧くださいか、**JA香川県各支店**または、**農業委員会事務局**へお問い合わせください。